

EU 英国 FTA 協定条文の構造

第2章：原産地規則

第1節：原産地規則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 一般的な要件 原産品の要件として①完全生産品、②原産材料のみから生産される
産品、③品目別規則を置く。
- 第4条 累積原産地 モノと生産行為の累積を規定。拡張累積の規定は盛り込まれず。
- 第5条 完全生産品定義
- 第6条 許容限度
農産品(HSコード第1類、第3類、第16類の水産加工品を除く)：重量の15%
繊維製品：附属書で定める(例えば、基本的な紡織用繊維の総重量の10%以下)
その他の工業製品：工場渡し(EXW)価額の10%
- 第7条 十分な変更とはみなされない作業又は加工
- 第8条 原産品としての資格の単位
- 第9条 輸送用のこん包材料及びこん包容器
- 第10条 小売用の包装材料及び包装容器
- 第11条 附属品、予備部品及び工具
- 第12条 セット
- 第13条 中立的な要素
- 第14条 会計の分離 代替性のある材料・産品に係る取扱いを規定。
- 第15条 返送される産品
- 第16条 変更の禁止 いわゆる、積送要件を規定。
- 第17条 関税のドローバック・免税に関する再検討 3年目以降に再協議

第2節：原産地手続き

- 第18条 関税上の特惠待遇の要求 輸出者・生産者による自己申告(SOO)、輸入者の知識による自己申告
- 第18条 a 関税上の特惠待遇の要求ができる時 輸入の日から3年を超えない期間内であれば
事後的な特惠関税の適用要求ができる(ただし、域内各国の国内法の定めるところに従う。)
- 第19条 原産地に関する申告 ①輸出者(生産者を含む)による自己申告、②輸入者の知識
- 第20条 誤字脱漏
- 第21条 輸入者の知識
- 第22条 記録の保管義務
- 第23条 小型貨物
- 第24条 原産品であるかどうかについての確認
- 第25条 運用上の協力
- 第26条 関税上の特惠待遇の否認
- 第27条 秘密の取扱い
- 第28条 行政上の措置及び制裁

第3節：その他の規定

- 第29条 セウタ及びメリリヤ
- 第30条 輸送中の産品又は蔵置されている産品についての経過規定
- 第31条 本章及び附属書の改正